

令和6年度第2回山口県環境影響評価技術審査会議事録（要旨）

日 時：令和6年7月30日（火）13：30～14：30

場 所：県庁4階 共用第2会議室（Web併用）

出席者：委員8名、事務局5名、オブザーバー7名

議事「（仮称）新白滝山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見答申案について、事務局が説明した後、以下のとおり質疑応答が行われ、意見答申案については、修正がある場合は会長一任とされ、承認された。

委 員	2（6）の「廃棄物等」に関し、残土だけでなく、基礎のコンクリートの塊も出ると思うが、それについてはあのまま残すのか確認したい。
事 務 局	既設風力発電設備の撤去の事業に関しては、制度上は本事業とは別事業という整理になっているが、既設風車の撤去をどうするかについては、既設事業者の方で、廃掃法上の整理もあるが、地元地権者等と調整をしながら検討すると聞いている。今回、撤去の工程の話もあるかと思うが、今回新たに作る施設の建设工程とをうまく連携させながら、環境影響については複合的な影響も想定されるため、そこも含めた影響予測について全体的事項の中で書かせていただいた。
委 員	承知した。
委 員	2（1）の「騒音等」に関し、「風車の稼働に伴う騒音の影響については、既設風力発電設備による影響の程度を的確に把握することにより」とあり、他の事項でも同じだが、今既にあるものをベースに影響の程度を把握できるのではないかということ意見を意見しており、こちらとしてはそう思っている一方、既設風力発電設備の影響等の調査というのは現設備が稼働している間でないとはよく分からないため、こちら側で考えることではないかもしれないが、事業者側との意見交換が必要ではないかと思ったがいかがか。
委 員	それは、誰と事業者が意見交換するということか。
委 員	今回新設する事業者と既設の事業者は別々ということで、今稼働しているものについては今の事業者の責任ではあるが、例えば騒音等の影響について、どこまで音が聞こえるかといった実態把握は、これからやる事業者が把握しきれないのではないかという感じがした。 話し合いというのは、事業者間の話し合いであったり、県と新規事業者との間でどうするかという話になるかもしれないが、既設の影響をどのように把握していくかということは、こちらからやり方を指定できないので、実効性があるかどうかも含めて話が必要ではないか。
委 員	それは、この答申の内容を変更するということではなく、事務局側から、今

	後の調査をうまくやってもらえるよう、話を伝えるべきということか。
委 員	そうである。文章についてはこれで良いと思うが、受け取った側とやってもらいたい側として、今後文書を渡す際にいろいろと伝える機会があると思うが、その際に新規に設置する事業者からの考えを聞く必要もあるのではないかと思った次第。こちらとしても、その反応を聞いてみたい。
委 員	事務局はいかがか。
事 務 局	まず、今回の事業はこれから実際の環境影響評価に入るが、既設風車については、まだ稼働期間がある中で、おそらく事業期間いっぱいまで稼働すると思われるため、環境影響評価の実施中はまだ撤去されることはないと思われ、既設風車の影響も加味した環境影響評価は可能と考えている。 また、既設事業者と新規事業者との連携については、配慮書段階でも意見として伝えさせていただいたが、改めて、今回知事意見を提出するに当たって事業者には伝えさせていただきたい。
委 員	2（2）の「水環境・水生生物」について、既設風車の撤去後の影響についてはあまり書かれていない。準備書が出てくるまでには撤去されず、既設風車が稼働している間のため、そこまで影響は考えられないのかもしれないが、風車を除去した場合にもやはり水質に影響が出ると思うため、何か記載があるのか、あるいはあえてこのままの記載としているのか、気になったがいかがか。
事 務 局	先ほども少し御説明させていただいたとおり、あくまで既設風力発電設備の撤去については既設の事業者が実施する内容であり、本事業とは厳密には別事業ということになる一方で、その部分については連携をしていくということで整理がなされているところ。 今回2（2）で記載しているのは、何もない状態の影響、長門市側は特にそうだが、そこについては新たな開発をするということで本事業の影響を当然予測していくということになるが、それと併せ、既に風車が設置されている部分についても設置されていることによる水環境への影響もあるのではないかという御意見を踏まえ、さらにそれに追加する形で既設風力発電設備による影響についてもきちんと把握するよう求める意見としている。
委 員	そこはよく分かるが、やはり既設の風車を撤去するというのが、実際建てる際にはプラスアルファで出てくるはずなので、そこは区別して把握しておかないと、何もないところに建てるだけでは最低限の影響しか出ないとは考えられるが、一方で何かを除いた・改変した後に、そこは別の場所ではあるが新しい風車を建てる地点があるとすれば、その分加算されて水質等は影響が出てくるのではないかと思った次第。先ほどあったように、事業者間で連携をしっかりとられるのであれば問題ないのかもしれないが、いかがか。

議 長	私自身としては、撤去された後は裸地になるかもしれないが、植生等が回復していく中で、長期的には既設風車撤去の影響はなくなっていくと考えているが、今委員が懸念されているのは、例えば撤去工事中、あるいは裸地として残っている期間の既存風車の環境悪化に対する影響に対して何か書いておく必要があるのではないか、ということか。
委 員	そうである。
委 員	そうすると、この件をこの答申に書くべきことか、あるいは書かないとしたらどう扱われるかということを事務局にお答えいただきたい。
事 務 局	書くとすればどう書くかということは検討させていただきたいと思うが、今回、本事業に対するアセスとして、既設風車の撤去に係る影響を意見できるかという問題がある。個別的事項の中では、そこまで実施することを求めるのは難しいのではないかと考えている。 一方、このような内容の御意見は配慮書の段階から出ており、従来から事業者には伝えているところ。このため、今の御意見については、反映できないとしても、知事意見を提出するに当たって、事業者にはその旨きちんとお伝えをした上で、可能であれば、事業者において既設風車の撤去に係る水環境への影響についても網羅的に把握した上でアセスを実施していただきたいと考えている。
委 員	過去の議論の中では、おそらく撤去に関しては別の問題であり、アセスの枠の中には入っていないという回答があったものと記憶している。このため、法的な手続きとは別途に、できるだけやって欲しいということをお願いしていくというのがこちら側としてできることと思っているが、この理解でよいか。
事 務 局	はい。
委 員	委員、そのような状況だがよろしいか。
委 員	承知した。
委 員	今の話を聞いていてずっと気になっていたことだが、議長が先ほどおっしゃった、撤去のことと今回の風力発電事業が別々のことであるということ、を地域住民の方々にどれだけきちんと分かっていたいただけるのか、また分かっていただけなのかというのが、前回の意見書等も踏まえ、それらが異なるものであるということが、全体的に分かりにくいと思った。私もずっと勘違いをしていたが、どうしても一般的には同じところが壊して建てるという印象になりやすいと思うため、そうではなく、事業計画として、別々の企業が壊しながら建てていくということ、この中に書き込むとい

	うことではないと思うが、今後、皆が分かっていたけるような方向に持っていくことが大変重要なのではないかと思った。
委 員	大変重要なポイントであったかと思う。住民に説明していく中で、「撤去の話は別の事業者のことだから」と言ってしまうてはますますこじれる。協力してやっていることがしっかり分かるように進めてもらうよう、指導いただくということでよろしくお願いします。 委員、それでよろしいか。
委 員	はい。
委 員	2（3）の「動物・植物・生態系」について、これまでの話の中で様々な資料が提示され、見てきたことを思い出しながら考えたが、造林事業では明らかにないと思われるような自然な状態で植物を中心に据えた生態系が保存されることが望ましいと思う。 そのような中、「白滝山のツゲ群落」や「天井ヶ岳のモミ林」、「アオモジ群落」等が自然の状態で長く保存されている一角かと思うが、そういうところに配慮した、なるべくそういったところに関わらないように新しい風車の設置場所が選定されていくことが望ましいと思う。本文書からはあまり植物群落には配慮がされていないように見えるがよろしいか。
事 務 局	配慮書に対する意見の中では、今おっしゃられたような植物群落に対する影響が懸念されるということで意見を出している。その結果、今回の方法書においては、当該意見を受け、そのような植物群落を回避するような事業区域の再設定、区域の縮小により、配慮の結果が事業者から示されたところ。また、実際の植物群落への影響がどの程度及ぶのかということについては、現地踏査によって、実際の生育状況等について把握した上で回避を検討するということを、今回の方法書の議論の中でも事業者から説明を受けていることも踏まえ、配慮書で出した意見に対しては一定の配慮が見られたと考え、今回は個別的事項からは削除させていただいた。
委 員	一方で、2（3）アでは新たな問題として動物の生息地の問題が前面に出てきたということか。
事 務 局	例えば猛禽類の生息区域というのはかなり漠然としており、10km 四方のメッシュ状で示されており、過去の文献上は、かなり広い範囲でこの区域周辺に生息しているという情報のみがある状況のため、現状においてその懸念が拭い切れてはいない考える。それに関しては、今後しっかりと調査をした上で、影響の回避・低減に向けた検討をするよう求める意見としている。

委 員	これまでの説明では聞いたことがなかった話が前段の方で出ており、気にしていた植物群落の話が削除されていたような印象を受けた。考慮済みということであれば、これ以上は言及しない。
委 員	2（2）の「水環境・水生生物」のところで、前回の審査会の際にも指摘したが、風力発電施設を建設する過程の中で、沈砂池を使用することになる。完成後の風車の影響も重要だが、それまでの工事中、完成までの水環境の管理、あるいは周辺の水域に生息する陸上生物等に影響を与えないような、工事期間中の水環境の管理をしっかりともらいたい。そこに関係するような一文が見当たらないと思われるが、どうか。
事 務 局	意見整理表の中では、2（2）イの中に今いただいた御意見については位置づけている。考え方としては、先程の説明からは漏れていたが、イの2行目において、「当該種を含む水生生物の生態を的確に把握した上で」としており、いただいた御意見のように、沈砂池の設置による水域の生態系の変化の懸念があることから、そのことも踏まえた水生生物の生態を予測・評価することを述べており、考え方としては、今申し上げた一文の中に入れさせていただいた。
委 員	特に心配しているのは、施設ができた後は当然影響があるが、できるまでの間も維持管理をしっかりとやってもらいたいというのがある。その辺も含まれているという解釈でよいか。
事 務 局	当該文章は特にできた後に限定した文章ではなく、「工事の実施に伴う水生生物への影響を回避又は極力低減すること」最後の一文にもあるように、当然工事中の影響についても配慮を求めることとしている。もし、より適切な文章があれば御提案いただきたいが、事業者に意見を提出する際には、資料2も併せて事業者にはお渡しするため、そのような御意見をいただいていることも踏まえて検討いただくよう、お伝えはさせていただきたい。
委 員	そのことも含めて説明いただけるのであれば、了解した。
委 員	「本事業の実施」、「工事の実施」という言葉の中で、工事中・工事後も含めているということで承知した。
委 員	特にはないが、ふと気になったことがある。ちょっと外れた話にはなるが、今、山口県内で、野生のイノシシにおける豚熱の感染拡大が問題となっており、最初に発症・感染が確認されたのが県の東部であった。県東部の方は現在鎮静化しつつある中で、西部の方に移行しつつあり、私も現状は知らないが、例えば下関や長門にいつ本格的に広がってくるか分からない。風車ができることとの関わりはないと思うが、工事によっていろいろな人が出入りする中で、人が感染拡大の手助けをすることにならないかは気になるとこ

る。時々刻々と状況が変化する中で、例えば県農林水産政策課では現状を把握しているかと思うので、何かしらの連絡系統を設け、工事関係の方に適切に対応するように指導できるような形を作っていただきたい。あるいは、工事関係の人が、山の中で折り重なって死んでいるイノシシの死体を発見した場合には、すぐに連絡するような体制を整備する等。風力発電どうこうではなく、工事で人や車両が出入りする中で、蔓延・感染拡大の手助けをするようなことがあってはならないため、ここに書く必要はないかと思うが、何かしらの手立てをしていただきたい。

委 員 これは、本件に限らず、山の中で工事をする際には絶対に留意すべきことと思われるが、事務局から何かあるか。

事 務 局 手続きの話にはなるが、環境影響評価手続きの中では、県に対し図書が提出された際に、様々な所管がある中で、関係する部局に対しては法令に基づく留意事項等についても確認することとしている。いただいた御意見については、そのような御懸念の声があるということに関係課にも伝えた上で、連携して事業者には伝えていきたい。

委 員 内容はこれで良いと思うが、多くの地元の人から不安を訴える意見が出ているので、嫌な目で見ると人は、景観のフォトモンタージュを作っても、それが何の解決になるのか、という感じとなる。その辺をうまく、折り合いよく進めたい事業だとは思いますが、地元との摩擦が大変気になる。今見てこれだけ様々な不安がある中で、どうやって今あるものを壊して次の新しいものを作ることを受け入れられるか。また 20 年経ったら建て替えないといけない。エネルギーのことを考えたら風力発電も大事だとは思いますが、このサイクルを繰り返すとすべての山がはげ山になってしまうことがすごくジレンマとしてある。文章としてはこれで良いが、精神面も大事かと思う。

委 員 この制度の中でこの審査会ができることと、全体を見て思うことには隔たりもある。前々回の会議では、事業者側と住民側が目指しているところが違う中でどうやって折り合いをつけるのか、という話題が出たが、それについてはここだけで結論が出る話ではない。住民意見に対して事業者に真摯に向き合っていただくことを通じて住民に納得いただく以外の解決策はない。

事 務 局 今の御意見について、1（4）においては、現状、地域住民から出た意見と事業者の意見の食い違いも生じているため、まずは手続きの中で出てきた意見に対しては真摯に向き合って欲しい。「地域住民等の意見に真摯に向き合い」と書いているが、これに尽きると考えている。このような言い回しは過去の案件ではしたことがなく、特に今回の事業に関して言えば、環境保全上の留意以上に、地域との調整をうまくやって欲しいというメッセージをこの一文に込めたつもりである。

委 員	事業者には誠実に真摯にやっていただきたいということを強く伝えていただきたい。 それでは意見も出尽くしたので、本日の審議は以上で終わりにしたい。 本日の答申案について特段修正が必要であるという話はなつたと理解しているが、今後、何かしらの御意見により、微修正があつた場合においても、最終的には私への一任とさせていただくということで良いか。 （異議なし）
委 員	ありがとうございます。 それでは、本日の議事は以上で終わりにしたいと思う。

（閉会）